

第3次釜石市障がい者福祉計画～ぬくもりふれあいプラン3～ 後期計画（案）の概要

第1章 計画の基本的な考え方

■計画策定の趣旨と背景

平成26年の国連障害者権利条約の批准など、障がい者施策の大きな転換を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、「自分らしい暮らし」を実現できるよう、障がいのある人やその家族のニーズを的確にとらえ、さらなる障がい者福祉施策の充実を図るために、平成28年4月に第3次釜石市障がい者福祉計画を策定しています。

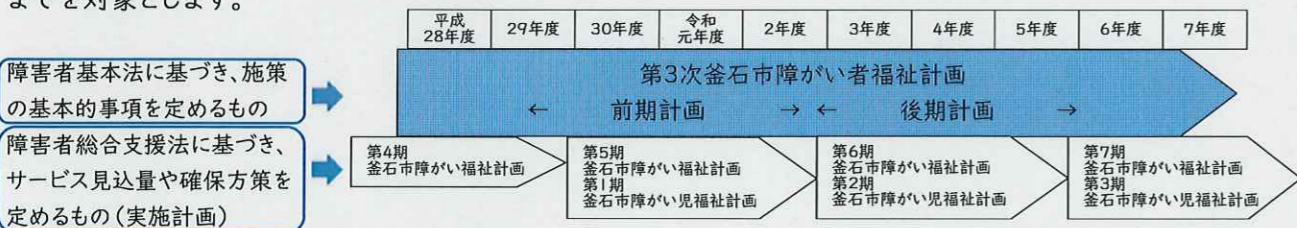
計画は、中間年次で見直すこととしており、前期計画の推進状況を評価し、障がい者施策の新たな課題等を踏まえながら、後期計画を策定するものです。

■計画の位置付け・他計画との関係

- ・障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」
- ・「第六次釜石市総合計画」の個別部門計画として、障がい者福祉領域の具体的な施策を推進するもの

■計画の期間

第3次計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間ですが、後期計画は令和3年度から7年度までを対象とします。



■計画の対象

- ・各種の障害者手帳を持つ人
- ・難病患者
- ・合理的な配慮を必要とする人

■前期計画における基本目標の推進状況

○「地域で安心して生活できる支援体制づくり」について

- ・各種の相談やサービス利用の調整を実施する指定特定相談支援事業所が1法人増加。
- ・釜石・遠野地域成年後見センターが立ち上げられ、権利擁護事業が強化された。
- ・自立支援協議会において、協議や関係機関のネットワーク強化に努めてきた。
- ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備、地域移行の推進体制は未整備であるので、体制整備が求められる。

○「自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり」について

- ・自立支援協議会において、子ども支援、就労支援、地域づくり、サービス構築についての部会を設置し、それぞれの課題についての協議や連携を進めてきた。
- ・乳幼児期から青年期までの障がいのある子どもに切れ目ない支援を行うためのサポートファイルの作成や、高齢障がい者のスムーズな介護保険サービスへの移行など、一貫した支援体制が整えられてきた。
- ・ライフステージに対応した一貫性・継続性のある支援体制を継続、充実させていく必要がある。

○「ともに支え合って生活できる社会づくり」について

- ・障がいのある人の社会参加を阻害する要因の一つとして、障がいやその特性に対する理解不足があり、法や条例の整備が行われており、本市においても障がい理解を促進する啓発活動に取り組んできたものの、障がいがあることで嫌な思いを経験することがまだ多い状況にある。
- ・引き続きあらゆる機会を捉えて、啓発広報を推進していく必要がある。
- ・情報通信技術の進歩は、情報アクセシビリティを向上させているものの、格差も生じており、障がい特性に応じた情報バリアフリーをさらに進めていく必要がある。

第2章 障がい者の状況

■手帳所持者の状況

- ・身体障がい者数は、人口減に比例して減少。
- ・知的障がい者、精神障がい者は、国の傾向と同様に微増。

■難病患者

- ・366疾病を対象。当市では、難病のみで障害サービスを利用している実績はなし。

第3章 施策の方向／第4章 障がい者福祉の基本計画

■基本理念

計画策定の趣旨と背景を踏まえ、障がいがあっても誰もが健康で安心して暮らすことができ、市民みんなで支え合いながら、共生社会を実現できるよう、後期計画の基本理念は前期計画を継承し、次のとおりとします。

障がいのある人がいきいきと安心して心地よく暮らせるまちづくり

■基本目標及び取り組みの基本方針、施策の体系／基本計画

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標及び取り組みの基本方針を設定します。

※基本目標、基本方針ともに、前期計画を継承しています。

目標Ⅰ 地域で安心して生活できる支援体制づくり

基本方針Ⅰ 相談支援・権利擁護体制の充実

施策展開(1) 相談支援の充実

- ①相談支援体制の充実
 - ・基幹相談支援センターの設置に向けた協議と併せ、地域生活支援拠点等についても整備に向けた協議を進める。

- ②ケアマネジメントの充実

施策展開(2) 地域障がい者自立支援協議会の役割強化

- ①地域障がい者自立支援協議会の役割強化

施策展開(3) 権利擁護に関する支援

- ①権利擁護に関する相談支援体制の充実と適切な制度利用の推進
 - ・令和元年7月に設立した釜石・遠野地域成年後見センターと連携し、障がいのために判断能力が不十分な方の権利擁護を推進する。
- ②虐待の防止と障がいを理由とする差別の解消の推進

基本方針Ⅱ 生活を支援するサービスの充実

施策展開(1) 福祉サービス等の充実

- ①障がい福祉サービスの適切な提供
- ②家族介護者等への支援

施策展開(2) 地域生活への移行に向けた支援

- ①地域生活への移行に向けた支援
 - ・地域生活を希望する施設入所者や受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を調整する基幹相談支援センターの設置について、検討を進める。
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ②居住の場の確保

基本方針Ⅲ 保健・医療・福祉分野の連携強化

施策展開(1) 関係機関の連携による支援の充実

- ①ニーズに応じた支援の充実
- ②主体的な健康づくりの推進
- ③こころの健康づくりへの支援

目標Ⅱ 自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり

基本方針Ⅰ 生涯を通じた支援システムの確立

施策展開(1) 発達支援体制の充実

①発達支援システムの構築

・子どもに合う支援や気配りが切れ目なく継続して受けやすくなるように、自立支援協議会子ども支援部会において作成したサポートファイルを活用し、関係機関による早期からの横断的な発達支援の仕組みを作る。

②発達障がい児等に対する支援

施策展開(2) 自立した地域生活のための支援

①自立した地域生活のための支援

施策展開(3) 高齢になった障がいのある人への支援

①高齢になった障がいのある人への支援

基本方針Ⅱ 早期療育と保育の充実

施策展開(1) 障がい児の早期療育の充実

①母子保健・発達相談体制の充実

②発達に関する保護者等の理解の推進

施策展開(2) 障がい児保育の充実

①障がい児保育体制の推進

②専門機関等との連携強化

③医療的ケアを必要とする子どもの支援

・医療的ケア児支援法の基本理念に則り、医療的ケア児とその家族の意思が最大限に尊重された支援の推進に努める。

基本方針Ⅲ 学齢期の子どもの教育・療育の推進

施策展開(1) 特別支援教育の充実

①就学指導の充実

②地域の学校での特別支援教育の充実

③特別支援学校や専門機関等との連携強化

施策展開(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

①放課後児童クラブにおける受入れの推進

②日中活動の場の充実

基本方針Ⅳ 就労支援の推進

施策展開(1) 就労支援ネットワークの強化

①就労支援ネットワークの強化と総合的な相談支援とコーディネートの充実

施策展開(2) 企業等における障がい者雇用の推進

①企業等への啓発

②障がい者雇用を行う企業等に対する支援

③行政機関での障がい者雇用の推進

④就労に向けた訓練・実習等の充実

施策展開(3) 福祉的就労の充実

①障がい者工賃の水準向上

②障がい者就労施設等優先調達方針に基づく物品等調達の推進

基本方針Ⅴ 社会参加活動の推進

施策展開(1) 生涯学習等への参加の推進

①参加しやすい生涯学習の推進

②障がい者スポーツ等の推進

施策展開(2) 当事者活動の充実

①障がいのある人自身による主体的な活動への支援

目標Ⅲ ともに支え合って生活できる社会づくり

基本方針Ⅰ 啓発広報の推進

施策展開(1) 啓発広報の推進

①障がいや障がいがある人に対する理解の促進

②学校での交流や体験学習の推進

施策展開(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

①障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発

②障がいを理由とする差別の解消の推進

・「釜石市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がい者の社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮の提供を推進する。

基本方針Ⅱ 生活環境の整備

施策展開(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進

②情報のユニバーサルデザイン化の推進

施策展開(2) 移動手段の整備・充実

①移動支援の充実

・自立支援給付の同行援護や行動援護、市町村地域生活支援事業に位置付けられている移動支援について充実を図る。

・視覚障がい者の移動を支援するサポーターの育成に努める。

施策展開(3) ボランティア活動の促進

①ボランティア活動の促進

基本方針Ⅲ 情報・コミュニケーションの構築

施策展開(1) 情報バリアフリーの促進

①情報提供機能の充実

施策展開(2) コミュニケーション支援の充実

①意思疎通支援者の派遣体制の整備と人材の養成

②釜石市手話言語条例の推進

・ろう者とうろう者以外の者が共生できる地域社会を実現するため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本方針Ⅳ 防災・防犯対策の充実

施策展開(1) 防災・防犯に関する支援

①防災に関する意識づくりの推進

②災害時の支援体制づくりの推進

・日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定で、新たに浸水区域となった地域に立地する施設の機能移転を進め、利用者や職員の安全確保に努める。

③障がいに配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

④防犯対策の充実

・聴覚や発話障がいにより電話を使用することが困難な障がい者が、携帯電話から緊急通報を行うことができるシステムの対象者への周知に努める。

第5章 計画推進に向けた関係機関等との連携

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における計画の推進

(2) 地域における各種団体、民間企業との連携

(3) 県及び大槌町との連携

2. 計画の点検・評価と見直し

障がい福祉計画に定める成果目標及び見込量の達成状況の点検・評価と併せ、自立支援協議会等において計画の進捗状況の点検及び評価を行い、計画の着実な進展を目指す。